事　業　概　要

令 和 6 年 版

東京都子供政策連携室

目　　次

第１　子供政策連携室の役割 …… 3

第２　執行体制と分掌事務
１　体制図 …… 7
２　分掌事務 …… 8
３　職員配置状況 …… 9

第３　予算概要
１　総額 …… 13
２　歳入 …… 13
３　歳出 …… 13

第４　事業内容
１　子供政策の企画・立案及び調整 …… 17
(1)「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2024」の策定 … 17
(2)「こども未来アクション2025（仮称）」の策定 …… 18
(3) 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進 …… 18
(4) 東京都こども基本条例の普及啓発 …… 20
(5) こども未来会議の運営 …… 21
(6) 組織横断の取組の推進 …… 21
(7) 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組 …… 29
(8) 子供政策総合推進本部の運営 …… 34

２　少子化対策の企画・立案及び調整 …… 35
(1)「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」の策定 …… 35
(2) 少子化対策の推進 …… 37

参考資料
東京都こども基本条例 …… 41

第１　子供政策連携室の役割

子供政策連携室の役割

チルドレンファーストの社会の実現

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、「子供の笑顔」には、家族を笑顔にし、周りにいる人々をも笑顔にする力がある。社会に希望と活力を与える源である「子供の笑顔」があふれる都市を実現するため、子供を客体でなく主体として捉え、生まれてから幼児期、学童期、青年期など、ステージを通じて一貫してサポートし、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を大切に育んでいく。また、子供の声・意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性のある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現

我が国は予想をはるかに超える速さで少子化が進展している。

社会の存立基盤を揺るがす少子化は国家的な課題であり、国が戦略的に取り組むべきものである。都は一刻の猶予もないとの認識の下、多様な価値観や考え方を尊重しながら幅広い対策を実践している。

少子化対策の更なる推進に向け、少子化の複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践するとともに、望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを通じた切れ目ない支援をシームレスに展開していく。

また、都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進していく。

具体的には、以下のような事業を推進する。

（子供政策の企画・立案及び調整）

○「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2024」の策定

○「こども未来アクション 2025（仮称）」の策定

○子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

○東京都こども基本条例の普及啓発

○こども未来会議の運営

○組織横断の取組の推進

○多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

○子供政策総合推進本部の運営

（少子化対策の企画・立案及び調整）

○「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」の策定

○少子化対策の推進

第２　執行体制と分掌事務

１　体制図

（令和６年８月１日時点）

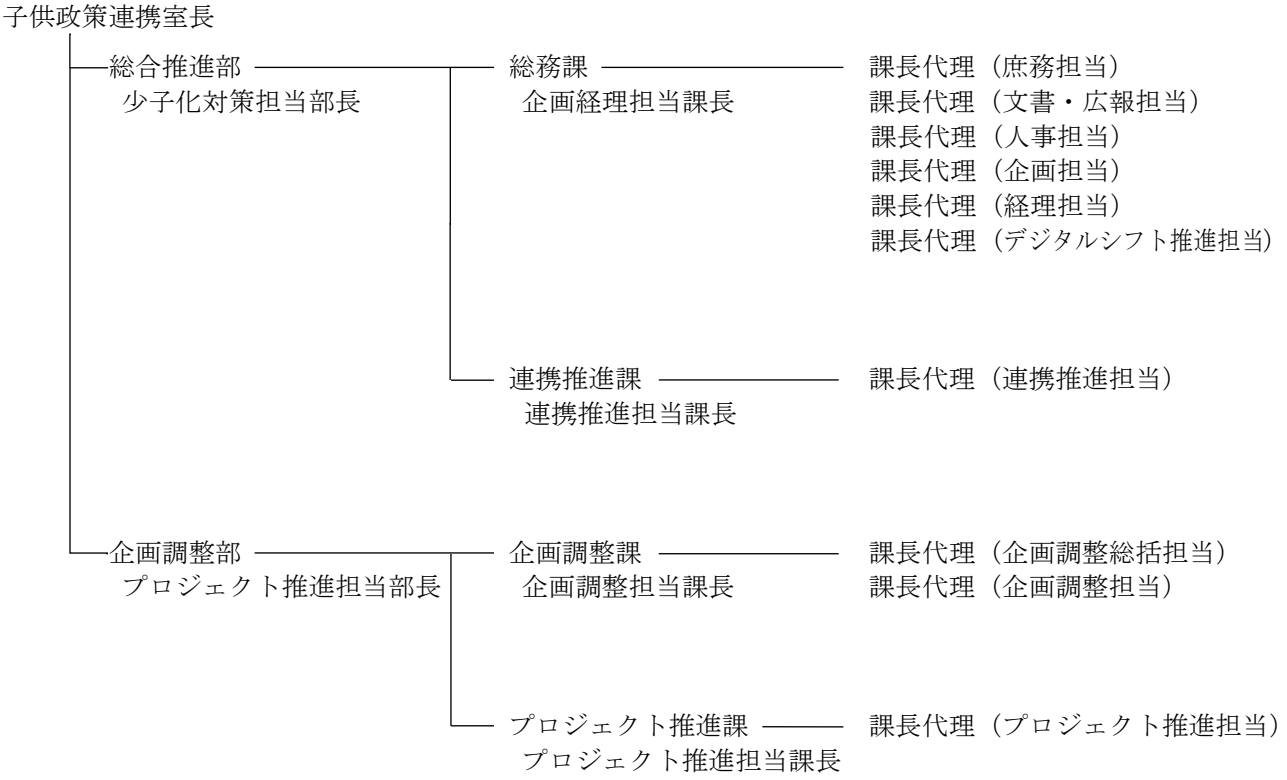

※本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

２　分掌事務

部　・　課		分　　掌　　事　　務
総合推進部	総務課	1　室の組織及び定数に関すること。 2　室所属職員の人事及び給与に関すること。 3　室所属職員の福利厚生に関すること。 4　室事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　室の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　室の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7　室の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8　室事務事業の広報及び広聴に関すること。 9　室事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 10　室事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。 11　室事務事業の進行管理に関すること。 12　室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 13　室の予算、決算及び会計に関すること。 14　子供政策関連経費の把握及び分析に関すること。 15　政策企画局との連絡に関すること。 16　室内他の課に属しないこと。
	連携推進課	1　少子化対策等の企画、立案及び総合調整に関すること。
企画調整部	企画調整課	1　子供政策の企画、立案及び総合調整に関すること。 2　子供政策に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。 3　こども未来会議に関すること。 4　部内他の課に属しないこと。
	プロジェクト推進課	1　子供に係る重要な施策の企画、立案及び推進に関すること。

３　職員配置状況

（令和６年８月１日時点）

（単位：人）

区分	職層別内訳							合計	定数
	理事	参事	副参事	統括課長代理	課長代理	主任	主事		
子供政策連携室	1	4	19	12	32	40	22	130	115
総合推進部	1	2	4	3	7	11	8	36	32
総務課			2	1	5	8	6	22	18
連携推進課			2	2	2	3	2	11	11
企画調整部		2	15	9	25	29	14	94	83
企画調整課			11	6	19	20	11	67	55
プロジェクト推進課			4	3	6	9	3	25	26

第３　予 算 概 要

１　総額

（単位：千円）

区　　分	令和６年度当初予算
歳　　入	4
歳　　出	13,083,000
差引一般財源	13,082,996

２　歳入

（単位：千円）

区　　分	令和６年度当初予算
使用料及手数料	4
合　　計	4

３　歳出

（単位：千円）

区　　分	令和６年度当初予算
子供政策連携費	13,083,000
管理費	13,083,000
職員費	1,018,554
管理事務	252,724
子供政策等の連携推進	11,811,722

第４　事 業 内 容

１　子供政策の企画・立案及び調整

東京都こども基本条例を所管し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究や課題抽出等を通じ、既存の枠組みに捉われない組織横断の取組や政策分野の垣根を越えた先進的な取組に挑戦する。

(1)「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2024」の策定

都は、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示し、子供政策の更なる加速と深化につなげていくため、令和６年８月に「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2024」を策定した。

「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2024」の内容

Ⅰ　子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

子供の意見やエビデンスに基づき、子供の実情や抱える課題を的確に把握し、子供に寄り添った子供のための実効性ある政策を練り上げ、機動的に展開していく。

- ●子供の居場所におけるヒアリング
- ●ＳＮＳを活用したアンケート
- ●出前授業
- ●こども都庁モニター
- ●各事業におけるワークショップやアンケート
- ●中高生 政策決定参画プロジェクト
- ●各局施策に関するワークショップ“こどもワークショップ”
- ●子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート」

Ⅱ　チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化

○　都庁全体で取り組む子供政策の強化の方向

【政策の柱１】誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化
⇒　様々な困難を抱える子供に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を強化

【政策の柱２】子育て家庭に寄り添い、子供の育ちを支える環境を充実
⇒　子育て家庭のニーズを的確に捉えたサービスの充実など子供の健やかな育ちを支える環境づくりを推進

【政策の柱３】「東京型教育モデル」により、教育の質を向上
⇒　変化の激しい時代において、ＤＸも活用しながら、誰一人取り残さず、一人ひとりの学び・挑戦を支援

【政策の柱４】多様な主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションを展開
⇒　官民が一体となって、子供の社会参画の機会を創出するなど、社会全体で子供を大切にする気運を醸成

○　**組織横断で取り組む「リーディングプロジェクト」の政策強化の方向**

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいく。

- ●乳幼児期の子育ち
- ●子育てのつながり創出
- ●学齢期の子育ち
- ●子供を事故から守る環境づくり
- ●子供の笑顔につながる「遊び」の推進
- ●ヤングケアラーを支える
- ●日本語を母語としない子供を支援
- ●ユースヘルスケア
- ●新たな取組（学校の居心地向上・子供の未来を育む「体験活動」の推進）

⑵ 「こども未来アクション 2025（仮称）」の策定

令和６年度内を目途に、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション 2025（仮称）」を策定する。

子供との対話を重層的に実践しながら、全庁一丸となって子供一人ひとりに寄り添った政策を展開し、「いま」と「みらい」を子供と一緒につくっていくことで、子供の笑顔あふれるチルドレンファーストの社会の実現を目指す。

⑶ 子供の意見やエビデンスに基づく子供政策の推進

全ての子供が誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていくことができる社会を実現するためには、当事者である子供の意見を聴くことが不可欠である。

そのため、現状把握・施策の企画立案・実行などの各段階で、様々な工夫を凝らして子供との対話を重層的に実施し、子供の声を聴く取組を質・量の両面から強化するとともに、子供に関する実態や意識の変化の継続的な把握に取り組んでいる。

【現在の取組】

ア　多様な手法を用いた子供への意見聴取

幅広い年代の多くの子供から意見を聴くとともに、子供が思っている率直な意見を引き出し、一人ひとり異なる環境下にある子供の声もしっかり聴き取ることができるよう、多様な手法での意見聴取を実施している。

⑺　子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施する。

令和６年度は、児童館、子供食堂、フリースクール、日本語教室、児童養護施設、放課後等デイサービス等、子供が日常を過ごす多様な居場所に足を運びヒアリングを実施するとと

もに、ヒアリングのノウハウをまとめた事例集を区市町村及び各局と共有していく。

(ｲ)　ＳＮＳを活用したアンケート

幅広い子供にリーチし、多くの子供から本音を引き出すため、子供が普段から利用しているＳＮＳを通じたアンケートを実施する。

令和４年度は、都内在住・在学の 13 歳から 18 歳までの 2,000 人を対象に、令和５年度及び６年度は、15,000 人に規模を拡大し、より多くの子供から意見を聴いている。

(ｳ)　学校での出前授業

都職員が小・中・高校に出向き子供政策に関する出前授業を実施している。学校という子供にとって日常的な空間で、ストレスを感じさせず、自由な意見を引き出す。

令和６年度は、「東京都こども基本条例」や「こども未来アクション 2024」（令和６年２月策定）等をテーマとした授業を実施していく。

(ｴ)　こども都庁モニター

子供の意見を各局の施策に反映させ、子供目線の取組を全庁的に推進するため、全ての年代の子供を対象とした 1,200 名のモニターから、遊びや学び、居場所、まちづくり、環境など、ハード・ソフトの幅広い分野について、ＷＥＢアンケートを実施する。

令和６年度は、アンケート結果を子供の成長・発達段階に応じて分かりやすくまとめ、周知していく。

(ｵ)　中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対し提案を行う。提案内容は、都の政策に反映する。

令和６年度は、「将来のためになるリアルな体験活動の充実」をテーマに、政策提案の議論を実施していく。

(ｶ)　こどもワークショップ

都庁全体で子供の意見を聴き、政策に反映させる取組を推進するため、各局の施策をテーマに、子供の生の声やニーズを把握するワークショップを開催する。

令和６年度は、「未来の東京」（政策企画局）、「東京 2025 世界陸上」（生活文化スポーツ局）、「多摩都市モノレール延伸部（上北台～箱根ケ崎）のまちづくり」（都市整備局）をテーマにワークショップを開催し、子供から聴いた意見は、施策の充実に活用していく。

イ　子供に関する定点調査「とうきょう こども アンケート ～みんなと考える「いま」と「みらい」～」

従来の行政分野の枠組みに捉われることなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、アンケート調査を実施している。

長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に同一の質問を行うことで、単年の結果だけで

なく経年の変化も把握・分析していく。

令和６年度は、子供向け報告書を対象年齢に応じて３種類（小学３年生、小学５年生、中・高校生）作成し、子供に調査結果を分かりやすく周知していく。

＜令和６年調査概要＞

調査対象	小３、小５、中２、17 歳の子供とその保護者、３歳児の保護者
調査票送付数	合計 10,500 世帯　※住民基本台帳から無作為抽出
主な質問事項	幸福感、自己肯定感、居場所に関すること等
調査期間	令和６年５月７日から同月 31 日まで

【今後の方向】

・子供に関する実態や意識の変化を継続的に把握し、クロス分析や経年分析等、多面的な分析を通じて、課題や行政ニーズを深掘りしていく。
・様々な機会や多様な手法により、幅広い年代の子供の生の声や意見を聴取する。
・子供の意見やエビデンスを捉え、都庁全体で子供目線に立った政策の充実につなげていく。

(4) 東京都こども基本条例の普及啓発

東京都こども基本条例（令和３年４月１日施行）では、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化している。

令和６年度は、東京都こども基本条例ハンドブックや条例解説動画等、子供が主体的に関わって制作したコンテンツを活用しながら、条例理念の普及啓発を強化している。

ア　こどもシンポジウム「ＴＥＥＮＳ　ＳＱＵＡＲＥ」の開催

国内の子供政策の先進自治体の子供と都内の子供が一堂に会し、子供参画の取組等について意見交換等を実施

イ　「東京こども政策国際会議 Ｔｏｋｙｏ Ｇｌｏｂａｌ Ｆｏｒｕｍ ｏｎ Ｃｈｉｌｄｒｅｎ（ＴＧＦＣ）」の開催

海外の子供政策の先進都市等から実務責任者を招聘し、子供政策の課題や経験、解決のための方策を共有・議論するとともに、都市間ネットワークを構築し、都の子供政策の質向上を図る。

ウ　子供たちと日常的に接する大人への普及啓発

東京都こども基本条例ハンドブックや条例解説動画を活用し、日常的に子供に接する教員、保育士、保護者等への条例理念の普及啓発を促進

エ　普及啓発コンテンツを活用した広報

東京都こども基本条例ハンドブックや条例解説動画の対象世代ごとに訴求力のあるチャネルを効果的に選択し、プッシュ型広報を展開

オ　中高生海外派遣

子供政策の先進都市等を都内の子供が訪問し、視察及び意見交換を行うことにより、条例の理念及び子供政策の理解を深める。

カ　ポスターコンクール

条例の理念をテーマに取り入れたポスターコンクールを実施。ポスターを描くことに加え、入賞作品の選定に子供自身が主体的に参画する機会を創出し、子供の条例理解を促進

(5) こども未来会議の運営

ア　設置の目的

「子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会」の実現に向けて、海外等の先進事例も踏まえ、従来の枠組みに捉われない幅広い視点で議論を行うことを目的として、令和２年９月に設置した。

イ　これまでの取組

子供政策の学識経験者、有識者、著名人からなる７名の委員（任期２年）で組織し、各回のテーマに応じてオブザーバーやプレゼンターを交え議論を行った。これまで 12 回実施

＜開催実績＞

第１回（R2.9.23）　子供が笑顔で子育てが楽しいと思える社会の実現に向けて～新型コロナウイルスがもたらした変化と課題を踏まえて～
第２回（R2.12.18）　世界の少子化対策・子供子育て支援～エビデンスに基づいた少子化対策・「子供の笑顔」につながる子供子育て支援のあり方～
第３回（R3.2.12）　子供を育む環境・まちづくり～子供の目線に立った居場所・遊び場～
第４回（R3.5.26）　子供一人ひとりの「伸びる・育つ」を育む～子供一人ひとりに着目した学び・非認知能力を育む教育～
第５回（R3.11.17）　「子供を大切にする」社会に向けた気運醸成～生命科学的視点からの子育てのあり方について・子供、子育てに寛容な社会の実現に向けて～
第６回（R4.6.28）　東京都の子供政策の総合的推進について～子供政策連携室が果たすべき役割～
第７回（R4.11.24）　政策分野の垣根を超えた発想での新しい子供政策～「福祉」「教育」などの従来の枠組みを超えて～
第８回（R5.3.27）　「こどもにやさしい東京」の実現に向けた取組と発信～「東京都こども基本条例」ハンドブックの編集を通じて～
第９回（R5.6.26）　ありのままの多様な子供を育む学び・居場所のあり方
第 10 回（R5.12.25）東京の子供政策に対する国際的視点からの期待
第 11 回（R6.2.14）　東京都こども基本条例の普及啓発に向けた子供との対話　～条例解説動画の制作を通じて～
第 12 回（R6.5.29）　アイルランドで私たちが学んだこと

(6) 組織横断の取組の推進

子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した今日的課題など、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断で取り組んでいく。

ア　乳幼児期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化スポーツ局、福祉局、教育庁≫

〇子供の目線に立った幼保共通のサポートに向けた取組を展開

幼稚園・保育所等のどちらに通っていても、乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、親以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援する。

【子供政策連携室事業】

・とうきょう すくわくプログラム推進事業（生活文化スポーツ局・福祉局・教育庁に事業執行の一部を委任）

ＣＥＤＥＰ（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）と連携の下、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定した。本事業は、同プログラムに基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が選択する「光」「音」「植物」等のテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。令和６年度から都内全域で展開していく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

安心して実践に取り組める支援体制の提供や戦略的広報の充実等、多面的な取組を展開し、実践園の拡大を推進していく。

(ｱ)　とうきょう すくわくプログラム推進事業

プログラムの全域展開に向けた取組推進

・実践に係る経費を補助し、園の取組を継続的に後押し

・ＣＥＤＥＰとの連携の下で、実践事例の分析・検証を更に積み重ねるとともに、新たに創出された多様な実践事例に基づいて、プログラムをバージョンアップ

実践園等に対する支援体制の提供

・多様な施設が円滑に実践に取り組めるよう、活動の中で生じる悩みをサポートする体制を構築

・実践のレベルアップを後押しする研修会等を実施

戦略的広報を充実

・ロゴの効果的な発信等により、プログラムの認知度を向上

・ＨＰをプラットフォームに、多様な取組を発信・共有し、保護者等の理解を促進

(ｲ)　多様な他者との関わりの機会の創出事業

実効性の高い事業展開

・様々な施設を活用しながら、就労等の有無にかかわらない定期預かりの場の拡大に向けて取組を推進

・子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、幼稚園・保育所等における地域の子育て支援拠点としての機能の充実を支援

イ　子育てのつながり創出

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、福祉局、教育庁　等≫

○日常的な不安や悩みに寄り添う、東京ならではの支援

子育て家庭に寄り添ったきめ細かな施策により、“子育てのつながり”を創出する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ)　ファミリー・アテンダント

子育て家庭の孤独・孤立による不安や悩みの予防・解消に向け、地域団体の人材等と連携して「定期訪問等による見守り」と「傾聴・協働による伴走支援」に取り組む区市町村への支援を実施する。訪問時には、おむつや液体ミルク、絵本等の育児支援品を提供する。

令和５年度は４自治体で先行実施し、令和６年度から本格展開していく。

(ｲ)　子供・子育てメンター“ギュッとチャット”

ＳＮＳ等を活用し、子供や子育て家庭が日常的な不安や悩みをチャットで気軽に相談できる「子供・子育てメンター“ギュッとチャット”」を令和６年度に先行稼働する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子育て家庭への支援充実に向け、実効性のある取組を推進していく。

(ｱ)　子育て家庭へのきめ細かな見守りを実現

・特に不安が生じやすい０歳児を養育する子育て家庭を中心に、全戸への定期訪問等によるアウトリーチ支援を展開

・地域人材や民間事業者等、様々な主体と協働しながら、アウトリーチ型支援に取り組む区市町村を支援

(ｲ)　地域の特徴を生かした子育て支援力の強化

・先進事例をモデルケースとして発信し、自治体の様々な実情に応じた体制づくりを後押しするなど地域で子育てを支える基盤を強化

・自治体と連携した研修の実施を通じ、地域の特徴を踏まえた情報の提供や、適切な地域資源への接続などを行う、地域人材を育成

(ｳ)　ＡＩが活用できるフィールドを拡大するなど、子供や保護者が気軽に相談できる環境を整備

・子供や子育て家庭が、悩みや不安の状況にかかわらず、多様なメンターと気軽につながり、継続して対話できる環境を整備

・リスク管理や、相談内容解析など、ＡＩ活用の可能性を検討し、ユーザー目線で一人ひとりに応じた相談や提案が行われる環境を創出

・多言語対応を開始し、日本語を母語としない子供やその保護者がチャットで気軽に相談できる体制を整備

ウ　学齢期の子育ち

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化スポーツ局、福祉局、教育庁≫

〇学校生活に馴染めず生きづらさを抱える子供の学び・居場所の選択肢を多様化

「学校」及び「学校外」からのアプローチを車の両輪に、学び・居場所の多様な選択肢を創出することで、学校生活に馴染めず生きづらさを抱えた子供が、個性や強みを伸ばして自分らしく成長できるようサポートする。

【子供政策連携室事業】

(ｱ)　フリースクール等利用者等支援事業（生活文化スポーツ局に事業執行を委任）

フリースクール等に通う不登校の義務教育段階の児童生徒に対して、月額最大２万円の利用料助成を行うほか、不登校（傾向）の子供の保護者が抱える不安・悩みに対するサポートを実施する。

(ｲ)　フリースクール等支援事業（生活文化スポーツ局に事業執行を委任）

子供の活動支援の充実など、子供目線に立った取組を進めるフリースクール等を後押しする。

(ｳ)　学校外の子供の多様な学びに関する調査研究事業

子供一人ひとりの興味関心を引き出す支援方法について、大学等の機関やフリースクール等と連携した調査研究を実施する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

学校生活に馴染めず生きづらさを抱える子供に対して、多様な学び・居場所の創出を推進し、子供が自分らしく学び生活できる環境を整備する。

(ｱ)　フリースクール等への支援を推進

・子供に寄り添った実効性の高い利用者支援の展開
・生きづらさを抱える子供を育てる保護者の不安や悩みに対して、相談体制や保護者同士の交流会など、サポートを充実
・フリースクール等の実情等を踏まえ、サポートプランや安全対策等、子供を育むための取組への支援内容をブラッシュアップ
・大学等の専門機関と連携した調査研究を実施し、得られた成果をフリースクール等に広く還元

(ｲ)　様々な不登校対策を重層的に展開

・公立中学校でチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置促進
・公立学校・教育委員会とフリースクール等との連携強化
・デジタルを活用した学習環境（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）の整備、教育支援センターの機能強化、スクールソーシャルワーカーの活用など、区市町村における不登校対策を後押し
・学校内外の専門機関等に繋がっていない子供に対して、心のケアや学びの支援などを推進

エ　子供を事故から守る環境づくり

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局、教育庁、警視庁、東京消防庁≫

○「防げる事故」を確実に防ぎ、子供が安心してチャレンジできる社会を実現

産官学民連携の下、「変えられるものを変える」の視点で事故予防のサイクルを回しながら、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ)　セーフティ・レビュー事業

関係各局と連携し、事故事例データの収集・分析、専門家の知見等を活かした事故防止策の提言等を実施する。令和６年度は、「睡眠環境における事故」をテーマに、事故事例データの分析や子供の行動特性の解析等を通じて、エビデンスに基づいた事故予防策（提言）を取りまとめ、発信していく。

(ｲ)　事故防止情報等リ・デザイン事業

各局における子供の事故防止に関する情報を一元化して発信する。令和６年度は、子供の成長・発達段階に応じて具体的な事故事例やその予防策を紹介する「子供の事故予防ハンドブック」を普及啓発していく。

(ｳ)　事故情報データベース等構築事業

産官学民で利活用できる子供の事故情報データベースを構築する。令和６年度は、データベースの設計・開発に着手し、構築を進める。

【プロジェクトの政策強化の方向】

産官学民によるオープンデータベースの利活用や戦略的な情報発信等により、事故予防のサイクルを効果的に回し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進していく。

(ｱ)　機能的なオープンデータベースの構築

・情報・データの充実及びＡＩ等の活用などにより、データベースの利便性を向上

(ｲ)　産官学民によるデータベースの利活用促進

・データベースの認知度向上につながる効果的な普及啓発

・事業者・研究者等による活用事例の発信や、製品開発等につながるアイデア募集など、データベースの利活用を促進

(ｳ)　エビデンス・ベースの事故予防策等の戦略的な発信

・子供の行動特性の分析など、事故予防につながる基礎研究を推進し、予防策の開発・啓発に資する知見を探求

・社会的なトピック等を踏まえ事故テーマを選定し、エビデンス・ベースの具体的な予防策を取りまとめ、事故が起きにくい環境づくりを促進

・時宜を捉え、取組の成果を戦略的に発信し、社会全体で気運を醸成

オ　子供の笑顔につながる「遊び」の推進

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、都市整備局、建設局、港湾局、教育庁≫

○子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、ハード・ソフトの両面から取組を推進

・子供は「遊び」を通じて、異年齢の子供や家族以外の大人等と関わりながら、様々なことに自ら挑戦し、時には失敗も乗り越えながら、多様な経験を積み重ねることによって、実社会で生きる力を育む。

・社会の宝である子供が、健やかに成長していけるように、区市町村と連携しながら、「遊び」の環境を整備する。

【子供政策連携室事業】

(ｱ) 子供の意見を反映した遊び場づくりの推進

・子供の意見を踏まえて、子供の遊び場等を基盤整備する区市町村を支援する。

・プレーパークやボール遊び場をはじめ、「学び」「居場所」「相談場所」「インクルーシブ」の機能も有する遊び場など、多様な遊び場づくりを推進していく。

(ｲ) 「遊び」を通じた多様な体験機会の充実、子供の「遊び」を支える人材の育成

・「子供が“自由な発想”で“工夫”して遊ぶ」をテーマとした体験型プロジェクトを募集し選定。夏休みから年末にかけて、地域や自治体と連携しながら実施する。

・プレーパークでの遊び、水遊び、廃材を使った自由工作など多種多様な「遊び」体験の機会を創出する。

・子供が主体的かつ安全に遊ぶ機会を創出するため、プレーリーダー研修を実施するなど、質の高い遊びの環境づくりに取り組む区市町村を支援する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

子供が身近な場所で、伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、多面的に取組を推進していく。

(ｱ) 子供の意見を反映した遊び場づくりの推進

・子供の「遊び」を子供目線で捉え直し、子供の意見を反映した遊び場を整備

・プレーパークやボール遊び場をはじめ、地域資源を活用した多種多様な遊び場を創出

(ｲ) 地域の特色を活かした遊びの機会の創出と人材の育成

・子供が身近な場所で、地域と関わりながら遊ぶことができる機会を創出

・子供と思い切り遊び、時に相談相手にもなり、子供が信頼を寄せる存在であるプレーリーダーを育成

(ｳ) 子供の「遊び」の大切さの発信・地域社会の理解促進

・地域での子供の遊びを戦略的に発信していくことで「遊び」に対する社会の理解を促進

(ｴ) 「遊び」を通じた多様な体験機会の充実

・様々な機会を捉えて、子供目線に立った遊び空間を創出

カ　ヤングケアラーを支える

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、政策企画局、総務局、生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局、教育庁≫

○子供が直面する実情に寄り添ったきめ細かい支援を展開

子供の気持ちやケアを要する家族の多様な状況を踏まえ、多機関連携の下、一人ひとりのニーズに応じて多面的なサポートを実施する。

【子供政策連携室事業】

・ヤングケアラー普及啓発事業

ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報していく。

また、ヤングケアラー当事者が交流し、経験の共有や今後都に求められる施策等について意見交換をする座談会を開催する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

当事者の意見を尊重し、本人が直面する実情や気持ちに寄り添いながら、多機関連携の下、多面的かつ切れ目のないサポートを実施する。

(ｱ) ヤングケアラーを早期に把握する環境づくりの推進

・ヤングケアラーの認知度向上につながる効果的な情報発信

・ヤングケアラー当事者等の交流・アドボカシーの推進

(ｲ) 法改正も踏まえた多機関連携及び情報共有の促進

・18 歳以降も切れ目なくサポートしていけるよう、関係機関間のシームレスな連携を推進

・ヤングケアラー・コーディネーターの人材育成・配置を促進

(ｳ) ヤングケアラーへの多面的・継続的な支援の充実

・一人ひとりのニーズに応じた多面的な支援を実施

・年齢等に応じた継続的な支援が受けられるよう、若者への相談支援等を推進

・子供をサポートできる身近な居場所を充実

(ｴ) ヤングケアラーのいる家族全体を支える視点からの施策の推進

・ヤングケアラーのいる家庭の状況や関係機関間の連携状況など、令和６年度に実施する調査の結果を踏まえ、家族全体を支える視点で施策を推進

キ　日本語を母語としない子供を支援

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、住宅政策本部、福祉局、産業労働局、教育庁≫

○一人ひとりの実情に寄り添った多面的な支援を展開

一人ひとりに応じた日本語教育・指導により、地域や学校への適応を支援するとともに、多くの人とつながり、心理面や生活面等にも寄り添った、きめ細かな支援を実施する。

【子供政策連携室事業】

・多文化キッズサロン設置支援

「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた地域の居場所として、多文化キッズサ

ロンを設置する区市町村を支援する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

日本語を母語としない子供の地域や学校への適応を支援するとともに、心理面や生活面等の支援を行い、子供が自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指す。

(ｱ) 子供目線の相談体制や居場所づくりを促進

・困りごとを抱える子供・保護者に寄り添い、学校等とも連携し課題に取り組む「多文化キッズコーディネーター」の配置を促進

・日本語を母語としない子供が安心して学習・相談・交流できる居場所として「多文化キッズサロン」の設置を促進

・チャット機能を活用した相談体制の構築

(ｲ) 日本語学習の機会の充実と日本語指導の質の更なる向上

・日本語学級を設置する区市町村を支援

・地域における初期段階の日本語教育の取組への支援

・仮想空間での学びの場を提供

・「日本語指導推進ガイドライン」の活用を進め、各学校における日本語指導の充実を図る。

(ｳ) 高校進学に関する情報発信を強化

・高校進学の手続に関する情報発信の多言語化を充実

・日本語を母語としない子供の高校入試インターネット出願を円滑化

ク　ユースヘルスケア

≪推進チーム構成局：子供政策連携室、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局、教育庁≫

○思春期特有の健康上の悩みを解消し、ユース（10 代の子供・若者）の健康を増進

心身の様々な変化に直面するとともに、不安や悩みを抱え込みやすい思春期の子供に対し、適切な健康管理の基礎を培いながら、将来を見据えた健康増進の取組を支援する。

【子供政策連携室事業】

・ユースヘルスケア普及啓発

思春期に知っておきたい健康管理情報を、ユース目線で発信するホームページを運営する。ユースヘルスケアの普及啓発のため、ＳＮＳ発信や著名人を活用した広報を展開する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

「ユース目線」の更なる反映により、ユースの意識向上と行動変容を促進するとともに、そのニーズに応える支援体制を一層充実していく。

(ｱ) ユース自らの健康管理の意識向上と行動を後押し

・「同世代から同世代へ」の情報発信を推進するために、「ＴＯＫＹＯ ＹＯＵＴＨ ＨＥＡＬＴＨＣＡＲＥ」において、ユース自らが参加し、魅力あるコンテンツを発信

・アンケート等の分析結果を活用し、 支援体制や情報コンテンツを充実
・将来を見据えた健康増進を図る観点から、思春期の健康管理について考えるユース参加型のイベントを開催

(ｲ) ユース目線に立った相談環境の整備を推進
・ユースが「行きたい」「入りやすい」と思える相談環境づくりをユーザー目線で推進
・産婦人科学校医やスクールカウンセラーなど、悩みに応じた専門家による相談支援の機会の充実

ケ　新たなリーディングプロジェクト

○学校の居心地向上

学校の居心地をより良くするための取組を研究機関と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいたＰＤＣＡサイクルを構築することにより、学校での取組が児童・生徒の居心地の意識に与える影響等について検証する。学校環境全体に働きかけることで児童・生徒が抱える問題の発生を抑制するとともに、学校において安心して学習・生活できる環境を整えていく。

【子供政策連携室事業】

・学校の居心地向上検証プロジェクト

協定を締結した東京都医学総合研究所と連携し、モデル校の協力の下、検証スキーム構築に向けた枠組みを整備する。

【プロジェクトの政策強化の方向】

モデル校での取組を踏まえ構築する検証スキーム等に基づき居心地向上に取り組む学校を設定し、検証を開始

○子供の未来を育む「体験活動」の推進

子供は、発達段階に応じて、多くの人と関わり体験や経験を積み重ねる中で、社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を身に付けていく。官民の連携により、学校内外で様々な体験活動を創出し、子供の豊かな育ちを社会全体でサポートしていく。

【プロジェクトの政策強化の方向】

多様な主体と連携し、子供のニーズや発達段階に応じた、様々な体験機会を創出

(7) 多様な主体と連携した子供の笑顔を育む取組

ア　こどもスマイルムーブメント

企業・ＮＰＯ・学校・区市町村等、社会の様々な主体と連携し、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、令和３年度より「こどもスマイルムーブメント」を推進している。

幅広い主体の連携を都が促進し、リーディングモデルとなる象徴的な取組であるコア・アクションや、参画企業・団体が主体となる、各主体の特性や強みを活かしたアクションにより、子供の笑顔につながる様々な取組を展開している。

令和６年８月時点で、1,700 を超える企業・団体がこどもスマイルムーブメントに参画している。

(ｱ)　コア・アクションの推進

都が幅広い主体の連携を促進し、リーディングモデルとなる次の取組を展開する。

①　子供の参画機会の創出

参画企業・団体と区市町村との連携や、こどもスマイルムーブメントアンバサダーの活用により、次の取組を実施し、子供の参画機会・体験機会を創出する。

・参画企業・団体等と区市町村との協働事業

子供・子育て世代向けの取組を企画する参画企業・団体等と区市町村のマッチングを行い、協働による取組の実施を支援する。また、子供の声や意見を直接聴く場としてワークショップを開催し、聴き取った内容を取組に反映するなど、子供が身近な場所で企業・団体や区市町村と対話をしながら、様々な体験・経験を通じて成長できる機会を拡大していく。

・ティーンズ・アイデアコンテスト

子供の意見表明や社会参画の機会を幅広く提供するため、企業・団体が取り組む地域・社会課題の解決について、子供が主体的に考え、アイデアを発表するコンテストを実施する。

・子供との対話機会の創出

各界の第一線で活躍するアンバサダーと子供が対話する機会を創出することにより、子供の発見や学びにつなげるとともに、「子供を大切にする」というメッセージを社会全体へ発信していく。

②　子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進

令和４年度に発表した育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、男女問わず望む人誰もが「育業」できる社会の気運を醸成し、親子時間を大切にした多様な働き方を推進するため、次に掲げる取組を展開している。

・職場の雰囲気向上に向けた動画の発信

上司や同僚の意識改革のきっかけとなる育業する社員等とのエピソード動画を制作し、広く発信する。

・企業の意識改革の促進

著名人講師等による企業への育業出前研修を実施し、企業内研修に活用できるよう研修教材を公開する。

・「育児と仕事の両立」に触れる機会の創出

学生等に育児と仕事の両立を考えるきっかけとなる体験の機会を提供する。

・メディアと連携した育業応援企業の先進的な取組の発信

育業を積極的に推進する企業等の取組について、大手経済紙及び業界紙を活用し、効果的に発信する。

・企業と連携した育業応援プロジェクトの実施

育業のロゴマークを効果的に活用して、その理念を広く浸透させ、望む人誰もが育業できる社会の実現に向けたキャンペーン・イベント等を実施する企業を募集し、採択された事業の支援を行う。

(ｲ)　参画企業・団体によるアクションの促進

参画企業・団体による主体的アクションの展開を様々な手法で促進し、子供の笑顔につな

げていくため、次に掲げる取組を推進する。

① 子供の笑顔を育む先進的な取組を行う企業・団体への表彰

子供の笑顔を育む先進的な取組を実施する参画企業・団体を「こどもスマイルムーブメント大賞」として表彰している。受賞企業・団体の取組については、都がメディア等で広くＰＲし、子供を大切にする社会に向けた気運を一層高めていく。

② 子供による企業・団体の取材・レポート

子供が企業・団体の取組等を子供ならではの視点で取材・レポートし、幅広い媒体で発信する。

(ｳ) こどもスマイルムーブメントの普及啓発

こどもスマイルムーブメントとしての一体感を醸成し、認知度を向上するため、ロゴの活用やアンバサダーからの発信等によりＰＲ強化を図る。

イ 区市町村に対する支援

子育てに全力で取り組む区市町村の先駆的・分野横断的な取組を支援するため、令和３年度に「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」を創設した。子供・子育てにやさしいまちづくりや、デジタルを活用した子供・子育て支援サービスの充実などの区市町村の取組に対する支援を通じて、行政分野の枠組みを越えた子供目線の取組を推進している。

(ｱ) 補助期間

最大３か年

(ｲ) 補助率

10/10

＜「子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト」 令和５年度採択事業＞

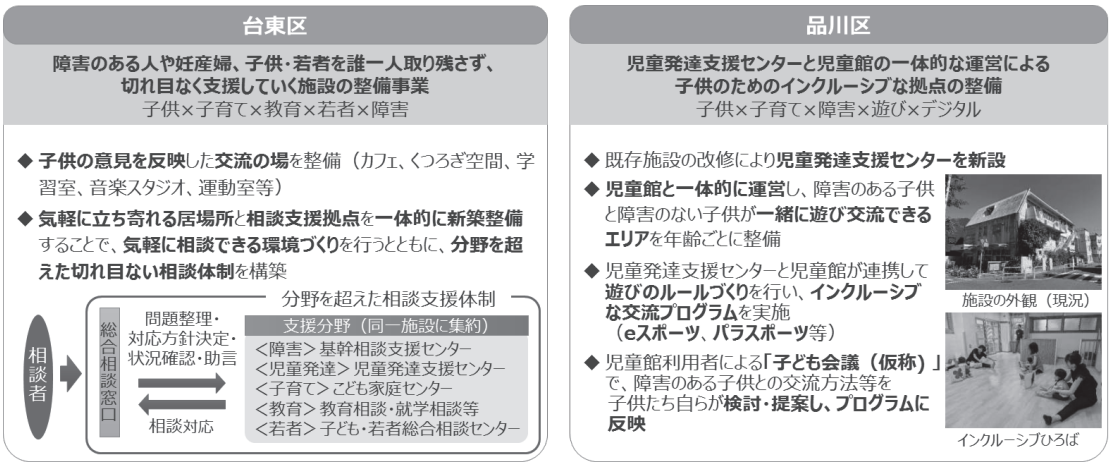

東村山市

“子供の遊び場”安心エリア整備事業
子供×子育て×遊び×地域交流×デジタル×見守り

◆ 地域の優先予約、防球ネットの設置、施錠管理の導入により、近隣住民と合意形成を進め、ゲートボール場を**子供のボール遊び場に再整備**

ゲートボール場（現況）

◆ **図書館の中庭**を活用し、**地域人材**による読み聞かせ、スポーツ、花壇植替え等の**交流イベント**を実施するとともに、**子供の意見を取り入れ**、**体を動かして遊べるスペース**に再整備することで、**多世代交流拠点**を創出

◆ 図書館や遊び場を利用する子供の位置情報を保護者に提供し、**デジタルを活用した見守りエリア**をつくることで、**「子供の安心遊び場エリア」を創出**

西東京市

本との出会いからつながるプロジェクト　～子供がど真ん中へ～
子供×子育て×デジタル×学校×地域

◆ **学校、地域、子育て支援**と連携し、**図書館司書**が**アウトリーチ型で読書イベント**を実施することにより、読書を通じて**交流・体験機会を拡大**するとともに、**地域の居場所を充実**

司書による保育園での読書イベント

◆ **新たに導入する電子図書館を活用**しながら、図書館等でのビブリオバトル、地域の居場所への出張お話会など、多分野における取組を実施

◆ **小中学校の図書委員による企画**や、電子図書館を通じた**アンケート結果を反映した図書選定**など、各種取組に**子供の意見を取り入れながら実施**

中学校図書委員とのコラボ展示

東久留米市

子供・子育て当事者とともに創る
安全・安心な心地良さあふれる公園整備事業
子供×子育て×自然×文化×地域交流

◆ **子供の意見**を取り入れた**公園ストックマネジメント**を推進

◆ 遊びを交えたワークショップを通じて**小学生が基本設計に参加**し、竹林公園を**子供と一緒に再整備**

竹林公園（現況）

◆ **子供の提案を実現する**ことで**（SNS用のライトアップ等）**、地域資源としての魅力を向上するとともに、**自然・文化体験**や**多世代交流の場**を創出

竹細工講座

◆ 地域固有の**自然体験**（タケノコ掘り、間伐体験等）や**伝統文化体験**を通じた**多世代交流**（竹細工講座等）を実施

利島村

子供の未来を育む拠点づくり事業
子供×子育て×遊び×教育×デジタル×環境

◆ 移住者が多い地域特性を踏まえ、**子供・子育て世代の交流拠点**を新たに整備

デジタルを活用した屋内ボルダリング施設（イメージ）

◆ **島内の全ての子供に意見を聴き**、「雨の日の遊び場」、「勉強できる場所」のニーズや、「ボルダリング」、「椿の木で工作ができるスペース」等のアイデアを取り入れて、デジタルを活用した**屋内の遊び場・学習スペース・交流スペース**等を**一体的に整備**

学習スペース（イメージ）

◆ 進学で離島した若者と**島内の子供との交流を促進**するため、進学相談等の**オンラインイベントを実施**

ウ　東京都こどもホームページ

子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、未来を担う子供が楽しみながら東京の魅力を感じ、都政への関心を高めてもらうことを目指し、令和４年度より公開している。ホームページ作成に当たっては、都内の小学校への出前授業を通じた意見収集や、子供によるワークショップ、子供向けのアンケートを通して得た自由な発想や意見を基に、ホームページの構成やコンテンツ内容の検討・決定を行った。公開後も同様に、子供から意見やアイデアを聴き取り、ホームページの更新に反映させている。

令和６年度は、ワークショップに参加した子供たちが「まちの魅力」や「自慢できるおすすめスポット」に関するフォトコンテストの企画を行うなど、子供の意見を取り入れたコンテンツの充実を図っている。

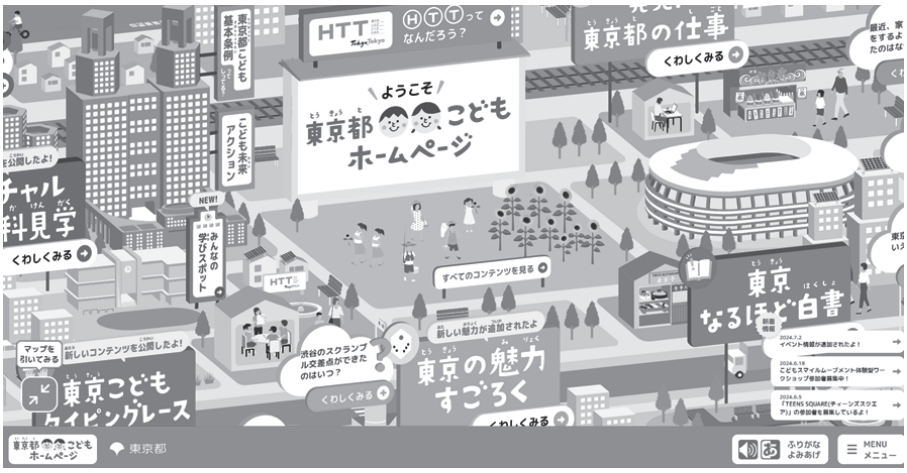

東京都こどもホームページトップページ

・主なコンテンツ（令和６年８月１日時点）

「東京こどもタイピングレース」：東京にまつわるキーワードをタイピングしながら学ぶコンテンツ（新規）

「バーチャル社会科見学」：普段見ることのできない都の施設の内部をバーチャルで見学できるコンテンツ（東京都庁、東池袋雨水調節池、東京港コンテナターミナル、警視庁、小河内ダム、東京消防庁臨港消防署、多摩川第一発電所の７施設）

「東京の魅力すごろく」：都内の自然や文化をすごろくで巡るコンテンツ（76 箇所）

「発見！東京都の仕事」：マップ上で都の仕事を探して学ぶコンテンツ（22 個）

「東京なるほど白書」：都の事業をクイズ形式で紹介するコンテンツ（18 テーマ）

東京こどもタイピングレース

東京の魅力すごろく

東京なるほど白書

バーチャル社会科見学

(8) 子供政策総合推進本部の運営

ア　設置の目的

子供政策を全庁的に推進する司令塔として、本部長を知事、副本部長を全副知事及び教育長、本部員を各局等の長とする子供政策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を令和４年４月に設置した。

必要に応じて本部会議を招集し、子供政策の全体方針の共有や各局等の子供目線に立った取組の推進、先進事例等の共有等を図っている。

イ　子供政策連携推進チーム

推進本部の下に、子供政策連携推進チームを設置し、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題等に対し、分野横断的な視点に立って機動的に取組を推進している。

本チームは、検討テーマ毎に、関係局等の必要なメンバーで構成されている。

検討テーマ

- 乳幼児期の子育ち
- 子育てのつながり創出
- 学齢期の子育ち
- 子供を事故から守る環境づくり
- 子供の笑顔につながる「遊び」の推進
- ヤングケアラーを支える
- 日本語を母語としない子供を支援
- ユースヘルスケア
- 新たな取組（学校の居心地向上・子供の未来を育む「体験活動」の推進）

ウ　幹事会

推進本部の円滑な運営と、推進本部で提起された子供政策の着実な推進を図るため、幹事会を設置している。幹事会は原則として部長級職員によって構成され、全庁的な取組の推進に向けた具体的な方針や取組状況の確認を図っている。

２　少子化対策の企画・立案及び調整

予想をはるかに超える速さで進展している少子化の危機に対し、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向け、全庁的な視点に立ち、施策の企画・立案や各局等が行う施策の総合調整を行う。

(1)　「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」の策定

少子化の要因は複合的であり、何か一つの手立てを講じれば解決するものではない。急激に進行する少子化に対し、これまで実施してきた多面的な取組を礎に、最新のデータや知見を基に、少子化の背景・要因を丁寧に分析し、把握した課題や都民ニーズを踏まえ、積極果敢に更なる少子化対策の充実に取り組む必要がある。

そこで、各種データの整理や有識者ヒアリング、若年層及び子育て世代を対象とした意識調査等を踏まえ、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、育児と仕事との両立など、幅広い分野における来年度予算の政策検討の課題を整理した「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」を令和６年８月に取りまとめた。

「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」の内容

○ 東京都の主な少子化対策（令和６年度）

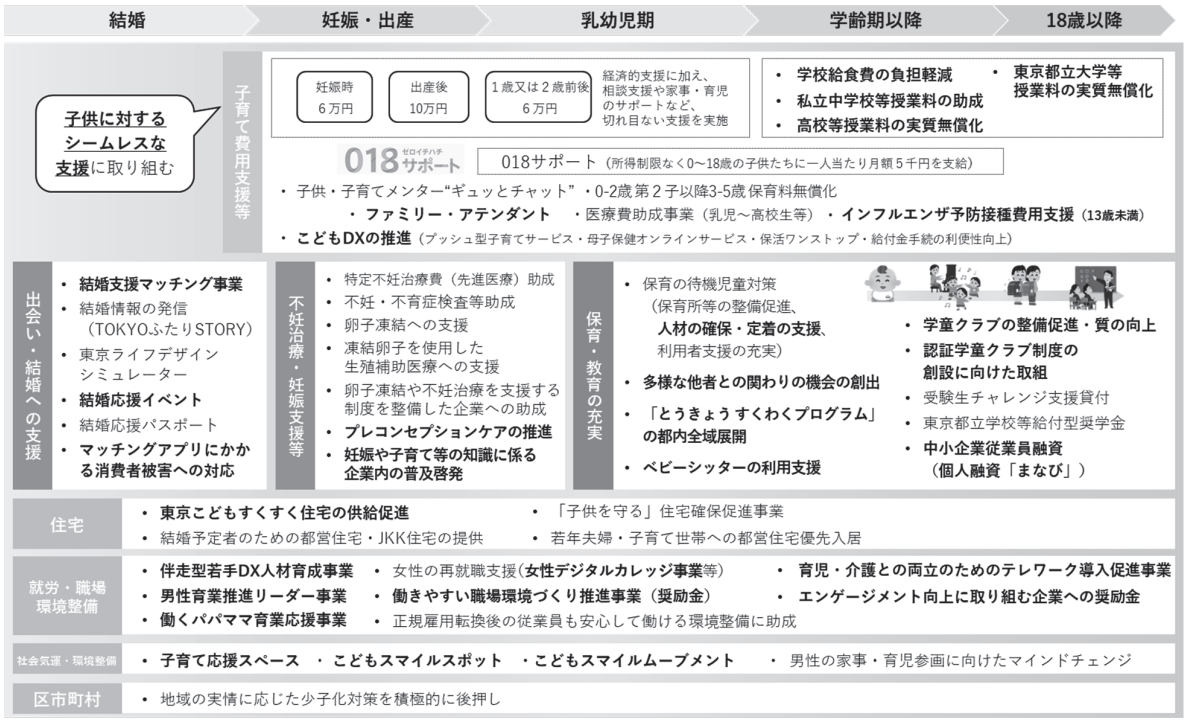

○ 少子化の背景と要因

✓ 少子化の背景には、社会のファンダメンタルズに起因する様々な要素が複合的に絡み合っている

✓ その要因は、「婚姻数の減少」と「夫婦が持つ子供の数の減少」に大別

○ **都の基本スタンス**

- ✓ 少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国が戦略的に取り組むべきもの
- ✓ 都は、一刻の猶予もないとの認識の下、国への要望にとどまらず、以下の３点を基軸に、先駆的な政策を実践していく
  - ① 複合的な要因や都の特性等に対応して、多角的な観点から対策を実践
  - ② 望む人が結婚から妊娠・出産、子育てをしやすいように、ライフステージを切れ目なく支援
  - ③ 都・国・区市町村・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進

○ **少子化の概況及び東京の特性**

- ✓ 様々な要素が複合的に絡み合い、急速に進む世界・日本の少子化
- ✓ 社会経済状況や価値観等の変化に伴い、未婚化・晩婚化が進展
- ✓ 晩産化が進行し、夫婦の子供数が減少する中、行政へのニーズが多様化
- ✓ 核家族・共働き世帯の増加により、一層の家庭と仕事の両立支援が求められる

○ **今後の政策検討課題**

- ✓ 分野ごとの現状・分析や都の特性、国や区市町村、民間企業との役割分担等を踏まえ、より実効性の高い施策を構築
- ✓ 様々な政策分野ごとに、制度の根幹に立ち返りながら、支援のあるべき方向性について多角的に検討

【政策分野ごとの検討課題】

（出会い・結婚）

- ● 望む人が一歩踏み出す後押しとなる取組を推進

（妊娠・出産）

- ● 安心して妊娠・出産できる環境整備を促進

（子育て期の支援）

- ● 全ての子供・子育て家庭に対し、ライフステージを通じた切れ目ない支援をシームレスに展開

（教育・住宅）

- ● 子育て世帯の実態に応じた教育支援を充実
- ● 子育て世帯等が安心して生活できる住宅確保策を推進

（就労環境・職場環境）

- ● 若年層や子育て世帯の経済基盤を充実
- ● 子育てしやすい労働環境の整備を促進

（社会気運・環境整備）

- ● 子供・子育てにやさしい社会づくりを推進

○ **取組のバージョンアップに向けて**

- ✓ 令和６年度の取組

  若年層や子育て世代を対象にした意識調査、地域分析及び長期的な視点に立った効果検証

⑵ 少子化対策の推進

ア　少子化対策の総合調整

少子化対策を着実に推進するため、各局等の事業展開に関する総合調整を行っている。

＜過去の実績（主なもの）＞

- 令和５年１月「東京都の少子化対策の現在」
  国や区市町村、民間企業等との役割分担の考え方を提示した上で、都の少子化対策の強化策と全体像を整理
- 令和５年７月「少子化対策の推進に向けた論点整理」
  都の少子化の現状や要因を分析し、令和６年度予算に向け政策検討における課題を整理
- 令和６年２月「東京都の少子化対策 2024」
  論点整理を踏まえ、令和６年度に実践する少子化対策の強化策と全体像を整理
- 令和６年８月「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」
  都の少子化の現状や要因を深掘りし、令和７年度予算に向け政策検討における課題を改めて整理

イ　継続的な要因分析と長期的な視点に立った効果検証

実効性ある少子化対策を展開するため、最新のデータ整理や都民の意識調査、幅広い分野の有識者に対するヒアリング等を実施している。

令和６年度は、４月から５月にかけて若年層及び子育て世代を対象とした意識調査を実施したほか、有識者等の助言等も活用しながら、都内の地域ごとの状況等の把握・分析、長期的な視点に立った効果検証の仕組みの構築等に取り組んでいる。

＜過去の実績（主なもの）＞

- 有識者等からの意見聴取（令和５～６年度実施）
- 若年層の結婚・子供に関する意識調査（オンライン調査）（令和５年６月実施）
- 若年層及び子育て世代を対象とした意識調査（オンライン調査・対面調査）（令和６年４月～５月実施）
- 「少子化分析・検証フェロー」の設置（令和６年８月）

ウ　国との連携

社会全体で少子化対策を展開するに当たって、国の役割は重要であり、定期的に意見交換を行うとともに、少子化対策に資する政策の強化、制度改正等を要望している。

＜過去の実績（主なもの）＞

- 関東地方知事会議（令和５年５月）において、都の提案により「望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に資する取組について」を取りまとめ
- 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（令和５年６月・令和６年６月）において、少子化対策に関する要求事項を取りまとめ
- 子育て世帯に対する支援の充実・強化に関する緊急要望（令和５年 12 月）において、高等学校及び高等教育の授業料や学校給食費の無償化などの実現を国に要望

エ　区市町村に対する支援

「子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業」の少子化対策区分において、区市町村が地域の実情を踏まえて実践する少子化対策を積極的に後押ししている。

(ｱ) 補助期間

最大３か年

(ｲ) 補助率

10/10

＜「子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト」 令和５年度採択事業＞

品川区　**0歳児見守り・子育てサポート事業（見守りおむつ定期便）**

◆満１歳の誕生月まで、月に１回程度**対面で見守り**を行い、同時に**育児用品の配達**を実施
（育児の孤立化の防止、経済的支援）

・見守り支援員が対面で養育者と子供を見守り

・見守りと同時に紙おむつやおしりふき、ミルク等を配達（3,000円相当）

・相談内容に応じ、区のサービスの紹介や保健センター等からの支援を実施

世田谷区　**若者の出会いを支援するセミナー、交流会の実施**

◆**若者の未来を応援するイベント**

・結婚を希望する若者に**出会いや交流の場を創出**

・対面による婚活交流会

・対象：結婚を希望する20代～30代の男女
定員40名（男女各20名）

◆**ライフデザインセミナー**

・自分の将来像を描くために必要な知識・情報・体験を提供

・対象：都内在住・在学・在勤の20代～30代の男女

豊島区　**ソフト面とハード面の両輪で進める少子化対策事業**

◆区各部署・民間支援団体の連携により
包括的な男性育児支援体制を構築

・男性の受援力（助けを求める力）を高める啓発プロモーションを実施

・男性の育児支援に向けた調査を実施し、ニーズ等を反映した（仮称）父子手帳を作成

（仮）父子手帳イメージ

◆**ファミリー向け区営住宅の供給**

・子育て世帯の区営住宅を安心・安全な設備に改修

・**一般住戸を子育て世帯向けに改修**し若年ファミリーに提供

◆公園の**バリアフリートイレにおむつ替え用折り畳みシート**を設置

東村山市　**子育てしやすいスポット・取組の見える化事業**

◆**子供連れで外出しやすい環境整備**

・**男子トイレ等にベビーチェア・ベビーベッド**を設置

◆**誰もが子育てしやすい環境づくりの推進**

・子育て環境整備、意識改善に関する講演会を実施

・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業を認定

◆**子育てサービスの見える化**

・男性の育児参加等の好事例を発信

・子育てサービスが利用できる設備等を**スマホで簡単に閲覧できるシステム**を構築

東久留米市　**男性の家事・育児参加促進のための講演会及び地場産野菜の収穫と料理教室**

◆**男性の家事・育児参加促進のための講演会を実施**

◆**地場産野菜の収穫と料理教室**

・市内農家での収穫体験と地場産野菜と市の特産品を使った料理教室を実施

・**父親と子供が一緒に参加**

・家庭でも料理が作れるよう、デモンストレーション動画やレシピ集を作成

市の特産品　柳久保小麦

◆**男性の家事・育児参加促進冊子の作成**

・男性の育児休業取得や家事・育児シェアに関する情報を発信

あきる野市　**子育て総合ポータルサイトの構築や子育て世帯の移住・定住の推進**

◆**子育て総合ポータルサイト・子育て応援アプリの一体整備**

・一体的で迅速な情報発信と検索性向上を実現

・ポータルサイトの掲示板機能、イベントカレンダー機能を強化

・オンラインアンケート機能、子育て情報プッシュ通知機能等をアプリに追加

◆**移住・定住情報サイトの充実強化**

・不動産業者と連携し、子育て世帯向け物件情報を充実

・物件情報の検索性等の機能面も強化

参 考 資 料

東京都こども基本条例

令和 3 年 3 月 31 日 条例第 51 号

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

（こどもの権利）

第四条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（こどもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（こどもの安全安心の確保）

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（こどもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（こどもの学び、成長への支援）
第八条 都は、こどもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、こどもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援）
第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（こどもの意見表明と施策への反映）
第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

（こどもの参加の促進）
第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（こどもの権利の広報・啓発）
第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

（こどもからの相談への対応）
第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

（こどもの権利擁護）
第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（こどもに関する計画の策定）
第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

（こども施策を総合的に推進する体制の整備）
第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）
第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（検討）
2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。
3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

子供政策連携室事業概要
令和６年版

登録番号（６）16

令和６年９月発行

編集・発行　東京都子供政策連携室
総合推進部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話 03（5388）2165（ダイヤルイン）

印　刷　所　社会福祉法人　東京コロニー
東京都大田福祉工場
東京都大田区大森西二丁目22番26号
電話 03（3762)7611（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo